

毎週火、金曜日発行(但休日となるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

### 監査公告

◇監査公告 昭和三十一年度に係る各福祉事務所、各児童相談所、県立福祉施設及び各公共職業補導所並びに美保渉外労働管理事務所の定期監査の結果公表

### 鳥取県監査公告第九十四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる各福祉事務所、各児童相談所、県立福祉施設及び各公共職業補導所並びに美保渉外労働管理事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十月十八日

鳥取県監査委員 松 本 利 治  
萩 原 治 郎

### 監査箇所

### 執行年月日

中部福祉事務所	昭和三十三年七月二十九日
西部	八月二日
東部	八月十六日
倉吉児童相談所	七月三十日
米子	七月三十一日
中央	八月十五日
皆成学園	八月十五日
奨徳学校	七月三十一日
積善学園	八月十六日
倉吉公共職業補導所	七月二十九日
米子	八月一日
鳥取	八月十五日
美保渉外労働管理事務所	八月一日

同 同 小 谷 善 高  
同 上 根 政 幸

福祉事務所

今回東、中、西部福祉事務所に対する昭和三十一年度定期監査を執行したのであるが、その結果各所とも概ね円滑に執行運営を図ってきたものと認められた。しかしながら社会福祉関係業務は民生行政全般にわたり複雑多岐であるのに人事及び予算の確保に欠け、第一線活動に及ぼす影響が少くない。

また町村社会福祉関係諸団体並びに民生委員等各種専門委員との有機的連け、に要する経費についても同様であるので、すみやかに適切な措置を要望する。

次に各所共通の事項は概ね次のとおりである。

一 社会福祉行政執行に当り本庁関係各課並びに教育委員会との連絡調整に欠け、勢い福祉事務所等出先機関においても町村福祉協議会その他関係諸機関団体との有機的連け、に欠けるところあり、重複又は事業効果の減殺を来している面がある。関係各課諸機関は横の連絡提け、を密にし、事業の総合的計画及び実施について特に配慮の要がある。

二 各所別職員の状態は次表のとおりであるが、その内容を検討してみると各所相互間の事務量を勘案した職員の再配置を要するものが認められる。

また福祉主事の担当ケースは平均すれば大体各所とも均衡がとられているようであるが、中には健康要注上の勤務制限を受けている者がいる関係上著しく過重となつていゝるもの、或いは無資格者を充てていゝるもの等があるので、これらは実状を調査し適正に合理的再配置の要がある。

なお社会福祉関係職員の人事異動について人事当局は特に慎重考慮されたい。

職員の配置状況 (昭和三十二年八月一日現在)

区 分	東部	中部	西部
所長	1	1	1
係長	3	3	3
社会福祉主事	21	9(内1休職)	11
その他	5	9	9
身体障害者福祉司	1	1	1

母子相談員

計	三三	二五(内一休職)	二七
---	----	----------	----

右のうちケース担当状況

社会福祉主事	二六	一八	二〇
その他職員			

ケース担当者	一三	八	八
--------	----	---	---

ケース件数	八一	五二	五五
-------	----	----	----

一人平均	六二	六五	六九
------	----	----	----

三 本年度における各所取扱つた保護適用状況は次表のとおりで、近年大きな変動は認められない。保護決定に当り各所とも慎重考慮が払われているが、中には保護家庭に対する訪問調査に徹底を欠いていたものがあったので、一層これが適正を期されたい。

また保護適用後における指導面には自立性助長、あるいは勤労意欲の振起に徹底した保護指導の要がある。

四 町村児童福祉施設は国の最低基準に達していないもの、或いは運営管理、特に事務処理に適切を欠ぐと推定されるもの等が多く認められるので検査指導の強化

と、措置費の適正使用に格段の指導配意が必要である。保育所保母の現任訓練についても、工夫を講じ質的向上を図られたい。

五 母子福祉資金の貸付その他運用は母子相談員が担当しているが、身分が非常勤であるのと、他に本務がある関係上貸付後における指導の不徹底ひいては貸付金の未償還金の累増等が見受けられるので、その運用に当つて町村長の積極的協力を得る等、考究善処の要がある。また回収資金の運用状況は貸付総額一千九万余円で、申込額に対する比率は七五% (前年度六二%) で前年度より向上しているが貸付枠の拡大が望ましく、なお予算措置の不適切によつて二百三十九万余円を翌年度繰越としていた。

六 国民健康保険未設置町村は二市一ヶ町村(東伯町、佐治村は十月一日開始予定)であつて、これが再開促進について努力されているが、普及促進経費等の不足によつて遅々としているので、この点関係当局は考慮するとともに、再開市町村の運営指導には更に徹底を

期し特に保険財政の確立と給付内容の充実向上等、運営面について改善指導の要がある。

七 弁償金及び償還金の未収整理については、毎回指摘を望んでいるところであるが、一層努力されたい。

中部福祉事務所 昭和三十三年七月二十九日監査  
監査委員 松本利治  
同 荻原治郎  
同 小谷善高  
同 上根政幸

一 職員は所長以下二十四名でこのうち一名(社会福祉主事)が欠員となつている。ケース担当者は八名でこのうち二名の無資格者が含まれており、その困難性が認められる。

保護行政費の活動費は月平均二千円程度でしかも定額支給していたが、調査の徹底と適正保護の面より経費の効率執行につき検討の要がある。

二 国民健康保険未設置町村由良町、東伯町の一部(十

月一日開始予定)及び泊村に対する再開指導に当つては更に早期実施を勧奨するとともに、既設組合の実務指導、並びに給付内容の向上、充実にしても引続き努力を望む。

三 本年度における母子福祉資金の貸付総額は一百五十四万五千五百円で貸付希望額の八七%となつているが、反面貸付希望者は逐年累増し、貸付総額の増額方が関係機関より強く要望されている。

貸付決定及び貸付金の回収並びに貸付後の指導について、市町村長の協力を得る等、工夫を講じ一層の努力をされたい。

四 町村児童福祉施設の整備と運営の合理化については特に配慮し、効果を挙げていたことは結構である。しかし管内三一施設のうち更に整備を要するものが一三施設あり、これら町村に対しては年次計画により逐次整備の促進を図っていたが、これが計画の遂行は積極的に促進努力されたい。

施設の運営並びに事務指導に当つては、収入認定の適

切でないもの等、個々に指導を加えるべきものが尠くないようであるから、更に徹底を期されたい。

五 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

1 弁償金及び償還金の未収整理に努力すること。

西部福祉事務所 昭和三十三年八月二日監査

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎  
同 小谷善高  
同 上根政幸

一 福祉係に係長一、査察指導員二、地区担当員八、身体障害者福祉司一、身体障害者面接相談一、生活保護面接相談一を配しているが、総体に業務は過重と認められる。即ち七月一日現在の保護世帯は五五六、一人当りの担当ケースは六九・五人で、更に身体障害者及び問題児等特殊ケースを加えると一〇六ケースとなっている。また管内地域の広大等によつてその困難性も

倍加されるので、職員の適正配置に再検討の要がある。

二 母子福祉資金の貸付額は四百七十七万九百円で申込件数に対し五三%となつており当所においても資金枠の拡大が強く望まれる。

また貸付申請に当つては、町村長の意見書を徴し貸付及び回収についてその協力を得る如く運営を図るとともに専任職員の配置について併せ考究されたい。

三 町村児童福祉施設は二三ヶ所(内一ヶ所は三二年度新設)で未だ施設が最底基準に適合しないもの、或いは運営並びに事務処理に適切を欠ぐものが少なくないようであるので、検査指導の強化と措置費の適正使用を図らしめるとともに、保育所保育の現任訓練について努力せられたい。

四 国民健康保険組合の設置状況は管内二〇市町村中一四町村(普及率は七〇%)で米子、境港両市外四ヶ町が未実施となつており、国保対象被保険者数のうち未加入者が約七四%を占めている。これが早期設置に指導協力するとともに、既設組合に対する給付内容の向

上、並びに保険財政の健全化に一段の配慮を望む。  
五 経理出納その他事務につき次の点留意されたい。

1 児童福祉措置費弁償金調定額三十六万二千一百十九円で、二九・七％に当る十万七千七百十六円の未収を生じており、過年度分についても十五万九千五百三十七円の調定額に対し八〇・八％の十五万九千五百三十七円の未収繰越となつているので、早期整理すること。

東部福祉事務所 昭和三十三年八月十六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 小 谷 善 高

一 生活保護実施に伴う調査には常に意を用い適正保護と自立更生に努力されているが、殊に保護世帯に対する調査訪問の実績をみると中には毎月訪問すべき計画が隔月となり、或いは長期間訪問していないものがあり、また保護世帯に対する収入認定等困難のものも見

受けられたが、努めて訪問を励行し、保護の適正を期するよう配慮されたい。

二 町村児童福祉施設に対する運営指導は一層徹底を期する必要がある。殊に設備不完備のものについてはこれが整備、促進につき努力するとともに施設運営特に事務的指導及び監査については一層強力に実施されたい。  
三 母子福祉資金の貸付並びに償還事務は依然として内部事務に追われて事前調査と貸付後の指導が充分でない。また償還未済額一百九万三千余円(過年度分四十五万五千余円)の徴収については市町村その他関係機関の協力を求め、積極的回収に努められたい。  
四 管内における国民健康保険の普及状況は一七箇市町村の内、一五箇町村が実施、普及率八八％であるが、

個々の保険者についてみると中には多額の赤字を生じ、運営状況必ずしも良好と認め難いものもあるので、これら赤字保険者の保険財政の健全化については特に留意し、育成指導に万全を期されたい。なお佐治村(十月一日開催予定)福部村の早期開始についても勧奨に

努められたい。

五 管内身体障害者は三月末現在(推定)一、四四〇人(このうち一、一五八人は登録済)でこれらの援護と更生のために巡回相談、診療等を行っているが、この就職援護等は容易でない面があるので、更に市町村及び関係機関と一層連携い、を密にしその福祉に努力されたい。

なお未登録者のけい、もう、についても一層努力されたい。  
六 現在の庁舎は山林、耕地事務所のほか、外かく団体が使用しており、その管理者は当所長が当つていすが、建物の老朽化とその維持費にこと欠く状態で、管理上困難を来していたので当局の善処を望む。

七 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

1 分任出納員の現金引継が遅れているものがあつたので、早期に引継ぎすること。

2 児童福祉弁償金及び福祉生学資金償還金の徴収につき一層努力し、未収整理に努力すること。

児童相談所

今回各児童相談所に対する昭和三十一年度定期監査を執行したのであるが、その結果各所とも概ね円滑に執行運営を圖つてきたものと認めた。しかしながら近時間児童は増加の傾向を示し、相談業務は各所とも活潑化し、その内容においても児童の調査判定並びに指導及び措置等は科学的に、しかも専門的分野に亘つており、毎回指摘している如く、これらの心理判定員及び児童福祉司の完全配置、精神科医の委嘱等がいまなお未処置のままとなつているため、業務運営上尠からぬ支障を来している。また問題児童の入所施設は依然として狭隘のため収容能力にも限度があり、これらの未収容児童に対する対策等につき、更に考究の余地が認められるので、県当局は適切な指導体制を確立し、児童福祉行政に一段の配慮を要望する。  
なお各所の指摘事項は次の通りである。

倉吉児童相談所 昭和三十二年七月三十日監査

監査委員 松 本 利 治

- 一 当所は所長ほか四名の職員をもつて業務運営に努力している。なかでも巡回相談の運営に当つては極力計画実施に努め、対象児童の早期発見を図つていたことは結構である。しかしながら問題児童の措置については、各收容施設の狭あい等により、依然として困難なる実状につき施設の拡張、通園施設の新設乃至收容児童の効率的早期更新等について考慮の要がある。
- 二 当所に対する職員の適正配置については、毎回指摘要望しているところであるが、更に不良児問題児等の増加と相俟つて、これら児童の心理判定及び鑑別等の業務量が累増している実状につき、心理判定員の配置が必要である。
- 三 当事務所位置は利用者にとつて不便の面が多く、かつ児童の一時保護施設の狭隘等が認められ、更に本庁

舎建物は市有(無償使用)で維持管理上にも考究を要するものがあるので、適当なる場所に移転拡充することが業務運営上必要と考える。

四 経理出納その他事務処理は適正と認められた。

米子児童相談所 昭和三十二年七月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治

- 一 当所は所長ほか七名の職員をもつて二市二郡の広大なる地域を担当し、児童福祉業務の運行に努力しているが、その中には駐留軍基地をも含み、近時における相談件数及び取扱業務量は激増の一途を辿つており、現行のD級による組織機構では到底円滑なる業務遂行が困難と忠われるので、C級格上し機構の整備を図ることが急務と考えられる。
- なお毎回指摘している精神科医の早期委嘱については

特に当局の善処を要望する。

- 二 現施設は境線県道に面し交通量極めて多く、また附近に映画館、娯楽場あり、これがため振動騒音により相談及び心理判定等業務遂行に支障が認められるので、適当な場所に移転拡張することが望ましい。
- 三 巡回相談については地域の広大と人員の不足の関係もあるが、充分とは認め難いので一層これが励行に努め問題児童の早期発見、早期指導に努力されたい。
- 四 米子(二十九年より)及び境港(三十一年より)地区に設立された少年職業輔導協会の職業輔導に対する協力は結構である。今後これが積極的活動と組織の拡充について努力を望む。
- 五 里親開拓状況は現在登録人員は二二人で、里子委託数は一四人である。なかでも日野郡の里親登録者は一名もなく、常に問題となり強い地域性を考えさせられるのであるが、これが開拓については引続き努力を望む。
- 六 経理出納その他事務処理つき、次の点留意されたい。

- 1 巡回相談等の実施状況は明確に記録整備すること。
- 2 收容施設えの一時保護委託との期日の切替について明確を欠いだものがあつた。

中央児童相談所 昭和三十二年八月十五日監査

監査委員 松 本 利 治

- 一 職員は所長以下一四名で、このうちには長期病欠中のもので二名、健康要注者三名(A、B、C各一名)で実動人員は九名である。従つて勤務は過重に陥り、かつ問題児の早期発見輔導並びに施設入退所措置等業務遂行に困難がうかがわれるので、事務の再検討を行い適切な人事管理を行うとともに、人的配置についても考慮の要がある。
- なお児童福祉司、判定員及び精神科医委嘱等専門職員は国の定数より少ないので、これが充足についても当局の配慮が必要である。

二 判定に必要な専門図書の充実については、前回強く指摘したところであるが、本年度僅か図書六冊を購入したに過ぎない。専門心理判定員の充足困難の現状から、この種図書は早急整備の要がある。

三 現在の里親登録数は五二名、委託里親二一名、委託児童数二五名であるが、これを過去の実績に比較すると委託児童数は年々減少の傾向にあるので、本制度の開拓について更に強力に推進されたい。

四 児童文化財ステーションの活用状況は小、中学校、保育所等六四の加入者をもつて構成運営しているが、幻灯スライド数の僅少或は指導者講習会経費の皆無等諸種のあい路があり、充分な活動がなされていない実状であるので、更に内容の充実強化を図られたい。

五 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 一時保護児童所持金品取扱要領の運用について再検討のこと。
- 2 物品購入並びに検収の適正を期すること。

昭和三十二年七月三十日 監査

監査委員 松本利治

一 懸案とされていた寮舎整備については、三十二年度において一部整備する予定で二百十万円予算措置されているが、監査時未着工であつたので早期完工に努力されたい。元来児童福祉施設として収容児童に対し、健康で文化的な家を与えることが第一要件であるのに、本園は老朽旧学校建物を充当したものであつて、寮舎として養護上甚だ不向きであるので、今後引続きこれが整備について努力の要がある。

二 収容児童七六名に対する給食は、現在臨時的任用職員一名により賄実施しているが、手不足を生じ臨時庶務係備人(小使)及び保母が援助している実状につき、給食職員の充実につき検討されたい。

三 職業補導施設としてクリーニング機械器具を導入し、本年度から実施しているが、技術指導員の配置もなく

随時臨時的雇傭者によつて運営している実状である。またクリーニング実習に当つて物件の集配、或いは集金等を児童をして実施せしめているが、委託物件の取扱い、事務的処理等運営上考究すべきものがあるので、遺漏なきを期せられたい。

四 本園は奨徳学校とともに蔬菜園を有し、生産物はすべて児童給食に供しているが、種子代及び肥料代等実習経費(資材費)が予算に計上されず、明確を欠くものがあつた。これらは正規に予算上考慮するよう主管当局の措置が必要である。

五 経理出納その他事務は概ね適切に処理されているが、全般的に事務処理が複雑化しているので、簡素能率化を図り適正処理するよう考究されたい。

なお給食事務特に献立実施記録の明確化並びに主食類の出納は一層厳格に記帳整理し、棚卸等を実施し実情に即するよう改善工夫されたい。

奨徳学校

昭和三十二年七月三十一日 監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 小谷善高

同 上根政幸

一 本施設の職員は校長以下一六名で、このうち施設最低基準に示す職員は児童八名につき一名であるので、現在の教護六名(内一校長)教母五名計十一名は、収容定員八四名に対し一応充足されていることになつてはいるが、実質的には校長の寮舎担当兼務と教母のうち一名が通勤で看護婦を兼務しているため、生活指導が容易でない面がある。特に現行の国の最低基準では専任看護婦が置かれてないため、このような措置がとられているので極力国に対し、看護婦定数設置の要請を行い教護の完璧を期する必要がある。

二 懸案となつていた寮舎の増築(現在一棟二世帯収容のものを分離予定)と水道敷設は三十二年度において一百四十六万余円で整備する予定で、予算措置が講ぜられていたが、監査当日未着手であつたので早期完工

に努力されたい。  
なお職業指導設備及び教材教具の充実、或いは食堂施設の増築等整備を図るべきものがあるので、今後の配慮を望む。

三 教護児童のほか現在売春経験児童を二名収容していたが、これが取扱について充分慎重を期し、事故の未然防止に努めるとともに今後の問題として何等かの根本対策が必要と思われる。

四 本施設の実習地は一丁余反歩を有し、生産物はすべて児童給食に当てているが、耕作に要する種子、肥料等資材費が公的に措置されていないため、その捻出に苦慮していたので皆成学園とともに予算措置を講じ、明確に収支運営をせしむることが必要である。

積善学園

昭和三十二年八月十六日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 小谷善高

一本園は盲児二七名、ろう児八九名計一一六名を収容し、保護指導に努力しているが、その全員が盲またはろう学校に通学しており、本園と学校と連け、い、の緊密化の要が特に痛感せられるので、各機関並びに県及び教育委員会当局はその運営に万全を期すべきである。

二 施設々備に対する充実強化については、三十二年度で事業費二百五十万円もつて育児寮の新築を計画しているが、未着工となつていたので早期完工に努力に努力されたい。  
なお排水施設倉庫の新築等についても併せて、当局の善処を望む。

三 経理出納その他事務処理につき、次の点留意されたい。  
1 弁償金未収金六一、〇一一円は、早期徴収整理すること。

2 給食人員のはあくは更に適確にするとともに、事務処理の簡素合理化を図ること。  
3 原材料等の購入手続は、厳格にすること。

4 措置費の取扱いについては適正化法との関れんもあり、適確に処理すること。

公共職業補導所

昭和三十一年度にかかる各公共職業補導所の監査を執行したが、その結果各所とも努力はしているけれども、過去において屢々指摘している如く人的組織、施設設備、或いは予算面に未解決事項が多く、執行運営に容易ならざるものがある。即ち指導員の質的向上並びに陣容の充実強化、施設設備の老朽化、更には生産収入の過大見積等現在運営上の隘路となつている。更にまた各所補導科目の改廃、新設等については、特に本県産業の進展と労働市場の需要とにらみ合せ、考究の余地が多く認められ

各所各科別定員及び補導員調

設置科目	区分	定員	現員	補導員	備考
	所別				
	鳥倉米計				
	鳥倉米計				
	鳥倉米計				
	鳥倉米計				
	鳥倉米計				
	鳥倉米計				
	鳥倉米計				
	鳥倉米計				

るので、これらの諸問題につき県当局は根本的再検討を加え、職業補導の完璧を期するよう要望する。  
なお各所の共通的事項は概ね次の通りである。  
一 指導陣容の充実と質的向上について

各所の指導陣容は次表の通りで、全般的に弱体である。殊に補導職員の約半数は臨時的任用職員で、特に建築科、経理事務科並びに夜間自動車整備科等は臨時職員並びに時間講師によつて補足されているが、指導員の研修、その他質的向上を図つて、補導體制の強化を図ることが肝要である。

また臨時職員に対する身分、その他所遇改善については、当局の善処が望ましい。

機	木	建	自	自	經	經	男	洋	計
械	工	築	動	動	理	理	子	裁	
科	科	科	車	車	事	事	服	科	
			整	整	務	務	科		
			備	備	科	科			
			科	科	夜	夜			
			間	間	間	間			
45	30		40				40		155
	30			30		30			90
	30		30	30	30	30	30	30	210
45	90	60	70	30	60	30	40	30	455
52	31		23				22		128
	25	14		33					72
	31	30	35	30	31	30	34		221
52	87	44	58	30	64	30	34	22	421
4	2		1					(2)	7
			(1)						(3)
2	2	(2)			12				2
	1						2		5
	(1)	(1)	(1)	2	2	2			(3)
4	5	1	2	2	2	2	2		14
	(1)	(3)	(2)	(2)	47	2	(2)		(8)
	1		3	2					

1 鳥取自動車整備科、男子服科は入所を四月、十月に区分している。  
 〔〕内数字は時間講師  
 ( )内数字は臨時職員

二 施設設備の充実について

各所の機械設備は一般に老朽化し、基礎的補導にこと欠く状態である。もつともこれらの機械を一挙に更新整備することは財政上容易でないが近代労働市場の要請に応ずる最低限度の新規機械器具の導入整備は、逐次計画的に更新することが必要である。

三 補導計画とその実施運営について

補導計画は一応本省基準に基き樹立しているが、これが実施にあたり各所とも余り重要視されていない。例えば折角の計画も指導体制の弱体、生産収入の過大措置等に伴って、基本実習と応用実習期間の調整に円滑を欠き、勢い補導効果の逡減を来していると思われる

もの或いは計画に対する実施単位の明確でないもの等、その運営に適切を欠いているものがあつたので、特に慎重留意すべきである。

四 事務の処理状況は各所とも従来の指摘事項を考慮し、改善に努力していることは認められるけれども、実習過程における材料使用の状況、製品の原価計算並びに引継処分等一連する事務の記帳整理及び収支分析等配意すべきものがあるので、主管当局は事務処理方法の統一を図つて適正処理を行わしめるよう配慮されたい。なお各所別の概況は概ね次のとおりである。

倉吉公共職業補導所

昭和三十二年七月二十九日監査

- 監査委員 松本利治
  - 同 荻原治郎
  - 同 小谷善高
  - 同 上根政幸
- 一 当所の補導科目は従来からの建築、木工の二科に、

更に本年度から経理事務科(夜間)が置かれ、この補導定員は各科共三〇名である。然るに建築科においては近年応募者が逡減して、募集定員に満たず中退も多しのでこの面の開拓改善に努力するとともに施設設備の整備についても考慮されたい。

二 補導状況は計画に対し普通学科は木工科三二時間、専門学科は建築科三〇時間、木工科一六時間を併用しれ縮少し、応用実習に充当されていたが学科を併用した基本実習教育を犠牲にすることは、補導運営上適切と認め難いので、今後特に留意されたい。

三 寄宿舎設備がなく現在実習場の一部を改造し充当しているが、宿舍としては適切でないので、建物管理の面から別途寄宿舎を整備することが望まれる。また庁舎敷地及び測溝整備が不充分のため排水が悪く、且また倉庫がないため材料及び製品等を実習場に散積しているが、これらについても充分考慮が必要である。なお改造宿舍に入所している補導生の保健管理についても、充分なる指導措置の要がある。



四 経理出納その他事務につき、次の点留意させたい。

- 1 建築科の現地実習補導における生徒の交通費負担につき考究のこと。
- 2 製品の引継処分については、一層厳格を期すること。
- 3 製品交付の際現金受領のものを告知書により納入せしめているが、現領発行により徴収すること。
- 4 一般事務処理につき考究し、その簡素化を図ること。

米子公共職業補導所 昭和三十二年八月一日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 小 谷 善 高  
同 上 根 政 幸

一 当所は建築、木工、洋縫、経理事務昼間及び夜間、自動車整備の六科のほか、更に三十二年度より自動車整備夜間部の新設により、総定員二一〇名に対し、監

査時現在二二一名の生徒を収容し補導中(三十一年終了者は二四一名)であり、その業務運営は概ね順調に執行していたものと認めた。

二 所長以下十名(うち臨時職員六人を含む)の職員のほか、時間講師四名をもつて業務運営に努力しているが、前年度も指摘している如く、建築、自動車整備(夜間)、木工科等の指導員(一名宛)はいずれも臨時職員が当っており、かつ三十二年度より新設にかかる自動車整備科(夜間部)並びに経理事務科等は、時間講師をもつて運営しているが、身分上の不安定が認められる。

なお監査時において職員一名が欠員となっていたので、補充につき善処されたい。

三 庁舎新築移転については本年度より二ヶ年継続事業として、皆生に敷地を借用し初年次事業費二、七七〇千円をもつて木工、建築実習室、便所、井戸等の施設を完了していたが、引継ぎ三十二年度における整備予定の本館、実習場、倉庫(事業費五、二四〇千円)等

を新築する計画であつたが、監査時においてこれが着工時期等についても見透がついておらず、反面木工、建築科等は既に新庁舎に移転し、分散補導している現状であるが業務運営上支障が多く認められたので、関係当局は適確なる財源見透を樹て早期施工を図るよう配慮されたい。

四 当所の補導科目は七部門にわかれ広汎で、しかも職員不足、生産収入の過大等と相俟つて、教科指導と実務実習との調整に無理生がじており、勢い実習業務が主体となつている傾向が強く、補導計画にそごを来している。教科指導を基盤とした総合計画を確立し、効率的職業補導の推進に特に配意が必要である。

なお各料とも実習状況の記録整備が不明確であつたので、適確に処理されたい。

五 経理出納その他事務処理につき、次の点留意された

- 1 実習による生産物はそのつど引継ぎをすること。
- 2 物品製作依頼書は、申込のつど作成すること。
- 3 原材料購入並びに受払等は、厳格処理するとともに考究改善すべきものがあつたので検討すること。
- 4 木工。建築科等における科外実習の料金計算の基礎は、明確に記録すること。
- 5 原材料の年度末における棚卸を実施するとともに、手持材料を適確にはあくすること。
- 6 収入事務のうち現金取扱いのものを告知書により処理しているが、現金領収書より処理すること。
- 7 生産物の価格評定が不明確であつたが、原価計算を実施するとともに公的に整備すること。

鳥取公共職業補導所 昭和三十二年八月十五日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 小 谷 善 高  
同 上 根 政 幸

一 当所の補導状況をみるに基礎実習教育と応用実習の混同により、基本実習の時間が相当喰込まれ、計画補導にそこを来していた。適当な補導計画の樹立と、これが実施について特に留意するとともにその実務実習等の記録は、明確に整備されたい。

二 各科別の需用経費は事業実績に基き配分されていたが、その使用実績は木工、機械科にあつては収入が伴うので、比較的有利に使用しその反面自動車整備科、理、美容科(三十二年度廃止)は需要経費にこと欠ぎ、補導実習効果を減殺していたが、経費の執行については補導科目収入により按配することなく総合的に執行すべきである。

三 理美容科廃止に伴う機械器具の処分については未解決であつたが、これが処分に当つては他施設(奨徳学校、皆成学園、ろう学校)で、職業教育上必要に迫られていたので優先的転換を考慮せられたい。

四 經理出納その他事務処理につき、次の点留意された。

- 1 生産物の引継処分等は更に明確に記録するとともに厳格にすること。
- 2 製品の価格決定に伴う算出基礎は、公的に整備すること。
- 3 年度末における原材料の棚卸及び仕掛品等は適確には、あく、すること。
- 4 原材料の受払及び管理は一層明確に記録整備すること。
- 5 現金出納関係事務処理は一層厳格を期すること。
- 6 各種実習記録(製品、修理等)は収入を伴つているので、その経緯は明確に記帳して置くこと。
- 7 自動車類の整備記録並びに機械部品の製作における事務手続は、現場主任と一層連けいを図り、明確にして置くこと。

美保渉外労務管理事務所

昭和三十二年八月一日 監査

監査委員 萩原治郎

同 上 根 政 幸

一 所長以下一三名(内休職一名)で管理 給与の二俵制によつて、駐留軍に対する労務提供及び解雇者の失業対策その他一般渉外事務を管掌し、その状況は概ね円滑に執行していたものと認められた。

なお本年六月現地空軍の任務の変更に伴つて、労務者の全員解雇問題を生じたが、陸軍部隊の移駐によつて大きな出血もなく監査時ほとんど従前の労務者を再雇用することに確定しており不安は解消していた。

二 今回の解雇による失業労務者約五〇名並びに従前からの解雇失業者(推定五〇〇名)については、更に関係機関と連けいを密にし、その実態を把握し失業対策に遺漏なきを期されたい。

なお既設企業組合に対する経営指導及び融資斡旋等についても、一層配意されたい。

三 労務管理に要する職員費その他需要経費は全額国庫委託金であつて、これらの人事、予算の内容を本庁と現地機関とを通じ検討してみると次の通りであつて、

更にこの外県費支弁の一般渉外費で労務管理に協力している面もあるが、これらを総合検討すると本課及び現地事務所員の人員の合理的再配置及び経費の適正配分並びに効率的執行等につき更に留意検討を要するものがあつたので、現地機関の事務量等勘案し、現状に即するよう調整を図る要がある。

	金額	本	同上	内
人件費	一九人	三、五〇六	五人	一、〇四六
外県費	三	(八七)	二	(四七)
需要費	三、二二四	一、八六七	一	(三三)
県費	(四〇〇)	(四〇〇)		
国庫委託金	六、六六〇	二、九三三		三、七二七
合計	県費	(一、三三)	(九三)	(三三)

- 四 經理出納その他事務処理で次の点留意されたい。
- 1 支出伺で爾後処理のものがあつた。
- 2 土地借用契約の期間が満了となつていたので、更新して置くこと。